

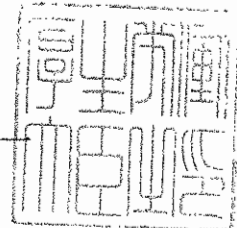


厚生労働省発食安第0209015号
平成21年2月9日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要一



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2 穀類及び豆類の成分規格の試験法の「（2）カドミウム試験法」を削除すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（穀類及び豆類のカドミウム試験法）

1. 経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第1食品の部 D 各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の1 穀類及び豆類の成分規格において、米の成分規格として、カドミウム及びその化合物にあつてはCdとして1.0ppm以上含有するものであつてはならない旨定められており、あわせて、同目の2 穀類及び豆類の成分規格の（2）において、カドミウムの試験法（以下「現行法」という。）も規定されている。

現行法には、カドミウムの定量法として原子吸光法及びジチゾン・クロロホルム法の二法が定められているが、ジチゾン・クロロホルム法については有害試薬であるクロロホルム等を使用しているところである。

については、現行法のうち、ジチゾン・クロロホルム法を廃止するとともに、日々進歩する分析技術に迅速に対応し、適宜試験法の修正を行うことを可能とするため、原子吸光法を告示から削除し、通知により示すこととしたい。

なお、今回の改正は、現行法の告示からの削除に限定されており、当該試験法の削除が健康に及ぼす影響はなく、あくまで管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。